平成２９年（フ）第１８６号
千葉県柏市永楽台１丁目６番８号
破産者　中村みどり
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２２２号
千葉県柏市五條谷字上谷ツ台48番地２
破産者　有限会社プラスツー
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２６０号
千葉県柏市根戸494番地59
破産者　若林　茂之
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２７２号
千葉県柏市若柴５番地50　ビューパレー柏若柴702号
破産者　築山　真弓
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２７５号
千葉県松戸市五香西３丁目31番地の７　メゾン・ド・牧の原３号室
破産者　篠原　　塁
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４８６４号
東京都世田谷区桜丘２丁目８―30―602
破産者　馬上　弘直
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２２０号
東京都台東区今戸１丁目２番８号
破産者　岩﨑株式会社
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７５号
静岡県榛原郡吉田町川尻592番地の９
破産者　株式会社エコライン
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９０号
愛知県一宮市森本四丁目23番７号
破産者　有限会社フードプランニング
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２０９６号
大阪市東住吉区住道矢田７丁目８番５号
破産者　株式会社ＳＥＹＥＩ
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８０１号
大阪市中央区南久宝寺町３丁目４番14号
破産者　株式会社ＪＡＭ
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６５０号
大阪府吹田市広芝町４―１
破産者　株式会社アーサー教育社
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７０１号
大阪府吹田市広芝町４番１号
破産者　株式会社ヴィクトリー
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９０１号
大阪市西区江之子島１丁目７番３号
破産者　株式会社ソフィア
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９０２号
大阪府吹田市広芝町８―12
破産者　ＬＡＢ株式会社（旧商号　株式会社アーサー）
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５２９号
大阪府高槻市土橋町２番27号
破産者　ＴＮ建設株式会社
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３８号
大阪府吹田市山田東４丁目11番３号
破産者　阪本工業株式会社
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８７３号
大阪府門真市下馬伏町10番24号
破産者　有限会社ハウス・アイ
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６５７号
大阪府東大阪市弥生町12番６号
破産者　株式会社エーブルキングジャパン
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０３２号
大阪府八尾市小畑町４丁目５番地の13
破産者　株式会社オー・エムトレーディング
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０８８号
大阪市福島区海老江３丁目24番39号
破産者　株式会社ＯＦＦＩＣＥ　ＭＯＴＴＯ
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２号
福岡県柳川市田脇945番地６
破産者　有限会社シー・テイー・エフ
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日